

# 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

和歌山バスでは、輸送の安全を確保するために、下記のとおり全社員が一丸となって運転事故防止に努めます。

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長及び役員は輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、安全の確保に資する現場の声を傾聴するなど、現業部門の状況を十分に踏まえ、「安全優先主義」の意識の浸透を図ることを全役職員に徹底してまいります。
- (2) 会社は輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施するとともに、安全対策を不断に見直し全役職員が一丸となって業務を遂行することにより、常に輸送の安全性の向上に努めてまいります。
- また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表いたします。

## 2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

- 【目標】平成30年度 運転事故防止全社目標  
〔重点目標〕 有責重大事故「ゼロ」  
有責事故10件以内  
車内事故2件以内  
公私にわたる飲酒運転の根絶
- 〔スローガン〕
- ・発車時には、マイク案内とミラー確認で車内事故防止
  - ・交差点とターミナルでは、特に速度を抑えよく視て防衛運転

- 【達成状況】平成29年度 運転事故防止全社目標
- |               |    |     |
|---------------|----|-----|
| 重大事故0件        | 結果 | 1件  |
| 有責事故10件以内     | 結果 | 11件 |
| 構内事故0件        | 結果 | 5件  |
| 公私にわたる飲酒運転の根絶 | 結果 | 0件  |

## 3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| 同条第7号に関する報告(操作装置の不適切) | 1件  |
| 同条第11号に関する報告(路上故障)    | 14件 |
- 上記以外の事故はございません。

## 4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

【別紙-1】のとおり

## 5. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底し、安全管理規程に定められた事項

及び関係法令等を遵守いたします。

- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施いたします。
- (6) グループ企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性向上に努めます。

## 6. 輸送の安全及び教育に関する計画

### (1) 各種運動の取り組み

#### ①全国交通安全運動（4月上旬・9月下旬）

広く交通安全思想の普及促進を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるとともに、交通事故防止の徹底を図る。

#### ②お客さま第一運動（5月下旬・10月下旬）

お客さま目線に立ち積極的なマイク活用により、車内転倒事故等を防止し、輸送サービスの向上を図る。

#### ③交通事故防止県民運動（7月中旬・12月上旬）

県民一人ひとりに正しい交通ルールと人にやさしい交通マナーの実践を呼びかけ県民総ぐるみで交通事故の防止を図る。

#### ④車内事故防止キャンペーン（7月）

車内事故が依然として後を絶たないことから全国一斉にキャンペーンを実施し啓発を図る。

#### ⑤年末年始の輸送に関する安全総点検（年末年始）

年末年始の安全総点検の趣旨を徹底し責任事故の絶無を図る。

#### ⑥全国火災予防運動（3月初旬）

火災予防思想の普及促進を図る。車両火災を防止し、安全な輸送を確保する。

#### ⑦全国労働衛生週間（10月初旬）

労働衛生に関する意識を高揚させ、運転者の健康維持を図り輸送の安全を確保する。

### (2) 社内の教育及び研修

#### ①新人運転士社員教習(採用時)

・ 諸規程、実技運転指導・車両整備実習の実施、運輸安全マネジメント教習、KY Tトレーニング教習、扉事故防止教習、マイク活用、ドライブレコーダーの活用

#### ②高速バス運転士定期教習(12月)

・ 冬季（雪・凍結路）における安全教習の実施。車両火災時の運転士の行動、ドライブレコーダーの活用

#### ③高速バス運転士新規任命教習(随時)

・ 路線教習、安全運転教習の実施

#### ④担当課による添乗巡視(随時)

・ 添乗票を提出する

⑤早朝点呼立会指導(随時)

- ・ 指導涉外課主導他管理職で指導を行う

⑥早朝ターミナル指導(随時)

- ・ 運転士街頭指導の実施及び旅客案内

⑦特別教習(随時)

- ・ 事故惹起者対象に教習の実施
- ・ 運転姿勢・操作面の基礎を再教習
- ・ 再発者には外部機関（NASVA）の特別診断を受診させ原因の究明

⑧全運転士に対しての集合教習(各運動時)

- ・ 各運動期間に全運転士を対象に車内事故防止を重点に教習を実施し、自社ドライブレコーダーのデータ活用及びKYT（危険予知）教習も取り入れる。

⑨指導運転士養成及び育成教習(随時)

- ・ 諸規程、実技運転、事故防止マイク活用指導等、新人運転士教習時に同乗して育成方法の習得

⑩適性診断(随時)

- ・ NASVA ネットを利用した適性診断の実施

⑪入社 1 年後研修

- ・ 特に養成運転士を対象にし 1 年前後の経験者に対しての再教育

(3) 営業所における教育及び研修

①監督者による添乗巡視：随時（所長、副所長、助役による添乗指導、巡視）

②デジタルタコグラフによる：随時（安全運転評価を行い、必要に応じて指導）

③ターミナル街頭指導：随時（運転士の定点指導）

④高齢者及び学童・生徒の安全乗降啓発：随時（当該旅客の多い停留所での啓発活動）

⑤特別教習随時：随時（事故・苦情惹起者を対象に教習の実施）

⑥運転士個別面談：随時（各種運動・適性診断・健康診断結果に応じて面談）

⑦ドライブレコーダー：随時（事故の分析や未然防止の教育）

⑧適性診断の実施及び教習：随時（機器を導入し一般診断を社内で実施、個別教習も同時に行う）

(4) 会議及び社外講習

①管理者会議(毎月)

- ・ 運輸安全マネジメント関係報告等を行う。
- ・ 事故報告とその分析を行う。
- ・ 各種運動の啓発と浸透を図る。
- ・ 飲酒運転撲滅のための運動・啓発を行う。
- ・ 各部業務連絡を行う。

②事故防止会議(本社・営業所：毎月)

- ・ 事故防止に対する対応策の策定及び検討

③運転事故防止対策会議(営業所内：毎月)

- ・ 本社からの連絡事項の確認、事故防止対策、運転士情報の共有

④運行管理者講習(対象者：年間 2 回)

- ・ 一般講習・基礎講習（事故対策機構）

- ⑤整備管理者講習(対象者：年1回)
  - ・選任前研修・選任後研修(運輸支局)
- ⑥ドライバー安全運行管理者講習(11月)
  - ・クレフィール湖東へ安全運転研修に参加
- ⑦運行管理者(助役)研修(随時)
  - ・運行管理者のスキルアップ(事故対策機構)
- ⑧外部講習への参加(随時)
  - ・NASVA安全マネジメント講習(ガイドライン・リスク管理・内部監査)
  - ・バス協会主催等会議の参加(飲酒講習会他)
  - ・近畿運輸局主催等会議の参加(事故防止セミナー他)
  - ・NASVA適性診断活用講座の参加
- ⑨外部講師による教育(随時)
  - ・飲酒運転防止、安全運転講座等

## 7. 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有

- |                 |  |
|-----------------|--|
| ①役員会(随時)        | 安全マネジメントの決定<br>安全方針の徹底、進捗状況の把握を行う  |
| ②管理者会議(毎月)      | 運輸安全マネジメント関係報告等を行う<br>事故報告とその分析を行う<br>各種運動の啓発と浸透を図る<br>飲酒運転撲滅のための運動・啓発を行う<br>各部業務連絡を行う |
| ③事故防止対策会議(毎月)   | 事故防止に対する対応策の策定、検討  |
| ④運転事故防止対策部会(毎月) | 本社からの連絡事項の確認<br>事故防止対策<br>運転士情報の共有   |

## 8. 輸送の安全に関する投資及び実績額

輸送の安全性向上を目的とした取り組みは、つぎのとおりであります。

平成29年度結果

- ①車両関係(バス車両等)
- ②教育関係(無事故賞・NASVA ネット導入・座学教材等)
- ③施設関係(構内LED化工事・ドラレコ保守等)

平成30年度計画

- ①車両設備及び車両保守管理
- ②施設への投資

## 9. 輸送の安全に関する内部監査と結果及びそれを踏まえた措置内容

内部監査の実施結果(平成29年度)

- ①監査対象 経営管理部門及び現業部門
- ②監査日時 平成30年1月31日及び2月9日

- ③監査目的 平成 29 年度の運輸安全マネジメント実施状況の確認
- ④監査項目 (1) 経営管理部門、現業部門(和歌山営業所、那賀営業所) へのインタビュー  
(2) 貸切関係の各種帳票類と規程の確認
- ⑤ 監査全般の講評・所見
  - (1) 安全な輸送サービスの提供こそが、旅客自動車運送事業者の最も重要な責務であるという自覚のもと、経営トップ以下安全統括管理者をはじめ管理職、現場従業員が一体となって事故防止に取り組んでいることが確認できました。
  - (2) 帳票類の記録・保存は適切になされていることが確認できました。

## 10. 安全統括管理者

常務取締役営業部長

## 11. 安全管理規程

別紙「安全管理規程」参照

以 上